

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の策定体制
4. 計画の期間
5. 日常生活圏域について
6. 計画の基本理念

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を経て、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた大きな転換期を迎えます。令和22（2040）年に向けては、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が急速に増加する一方で、労働力の中核を担う生産年齢人口が急激に減少し、これまで以上に深刻な人手不足となることが予測されています。

このような背景から、国においては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が求められています。さらに、令和5（2023）年度に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において「認知症施策推進計画」の策定が規定され、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けることができるように本人の意思を尊重するという「新しい認知症観」のもと、地域共生社会の実現に向けた取組を一層推進していくことが重要となっています。

本市においても、将来人口動態は概ね国と同様の傾向にあると見込んでおり、平成27（2015）年度以降は、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の各計画期間を通じて古賀市版地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

これまでの取組に加え、本計画では、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の更なる深化・推進を図ります。

このたび、「古賀市第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画」（令和6（2024）～令和8（2026）年度）が満了を迎えるにあたり、これまでの基本理念を継承しつつ、令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点に立って、本市の高齢者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「古賀市第10期介護保険事業計画・第11次高齢者保健福祉計画」（令和9（2027）～令和11（2029）年度）を策定します。

2. 計画の位置づけ

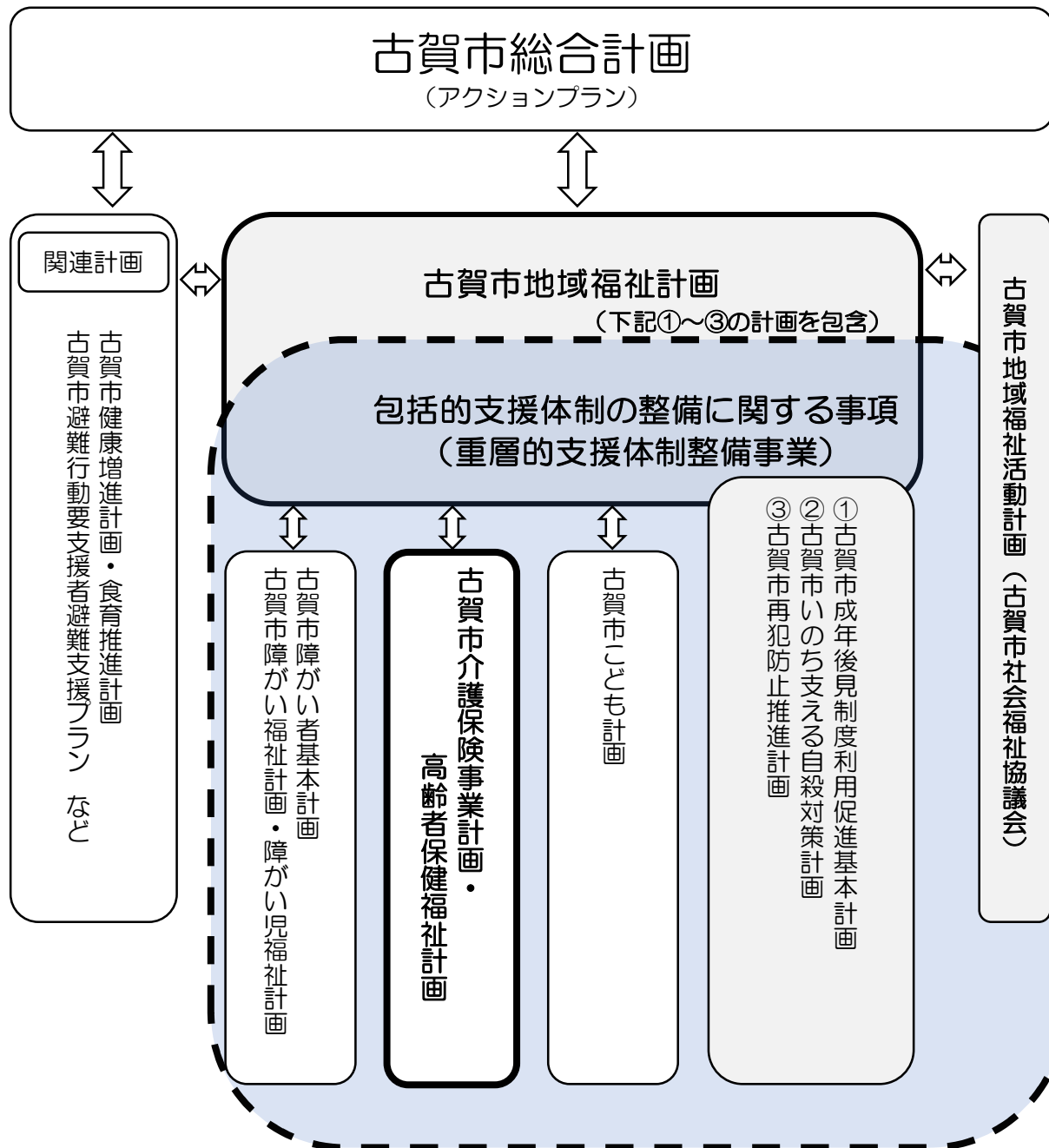
（1）介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画の関係

本計画は、「介護保険事業計画」（介護保険法第117条の規定に基づく）、「高齢者福祉計画」（老人福祉法第20条の8の規定に基づく）、ならびに「認知症施策推進計画」（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の規定に基づく）を「古賀市第10期介護保険事業計画・第11次高齢者保健福祉計画」（令和9（2027）～令和11（2029）年度）として、一体的に策定するものです。

（2）その他関連計画との関係

本計画は、「古賀市総合計画」をはじめ、「古賀市地域福祉計画」、「古賀市健康増進計画・食育推進計画（ヘルスアップぷらん）」、「古賀市障がい者基本計画（障がい者福祉プラン・こが）」等の市の関連計画との整合性や国・県の計画との調整を図り策定しています。

(図表 1) 古賀市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画とその他の計画の関連図



3. 計画の策定体制

(1) 介護保険運営協議会

さまざまな見地からの意見を反映するため、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、被保険者代表等で構成する「古賀市介護保険運営協議会」において、本計画の策定に係る審議を行いました。

(2) 各種調査によるニーズ等の把握

要介護状態になる前の65歳以上の高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や要介護者を対象とした「在宅介護実態調査」等の調査のほか、パブリック・コメントを活用し、高齢者を取り巻く現状と課題の把握を行い、計画への反映に努めました。

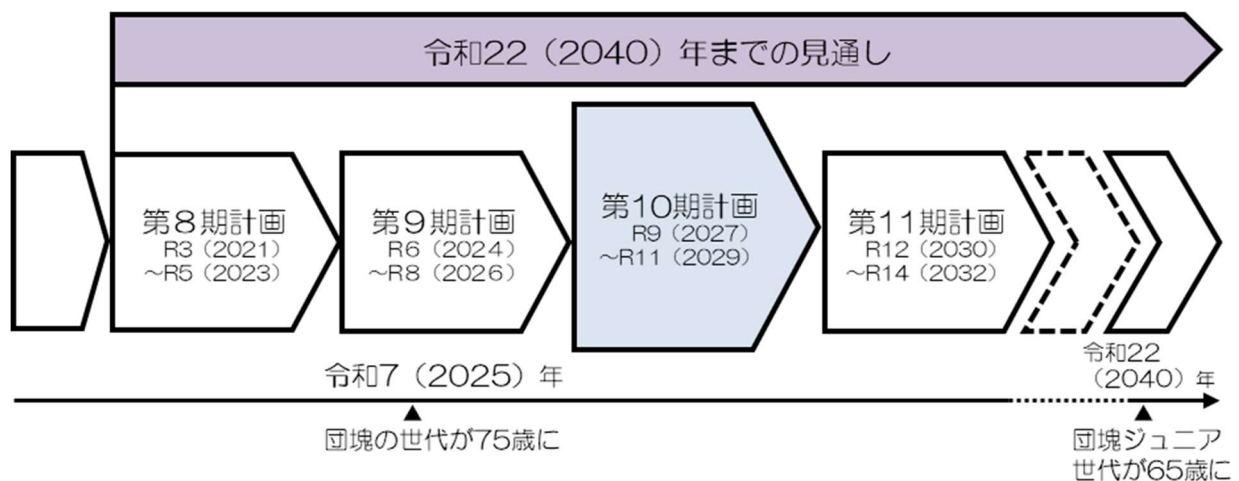
4. 計画の期間

「介護保険事業計画」の期間は、「介護保険法」（第 117 条）の規定に基づき、3 年間を 1 期としています。

本計画の計画期間には、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を見据えた上で、「介護保険事業計画」に合わせて令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までの 3 年間の計画とします。

平成 12（2000）年の介護保険制度創設以来、第 10 期目の計画となります。

（図表 2）計画の期間



5. 日常生活圏域について

日常生活圏域とは、日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備状況等を総合的に勘案し、おおむね 30 分以内に必要なサービスの提供が可能な圏域を保険者ごとに定めるものです。

本市では、市内を3つの日常生活圏域に設定しています。令和 3（2021）年度に市全域を担う基幹型地域包括支援センターと各圏域へ地域包括支援センターを設置して以降、相談支援や関係機関との連携体制が定着しており、今後も各圏域の特性を生かしながら、高齢者やその家族の複雑化・多様化するニーズに対応できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

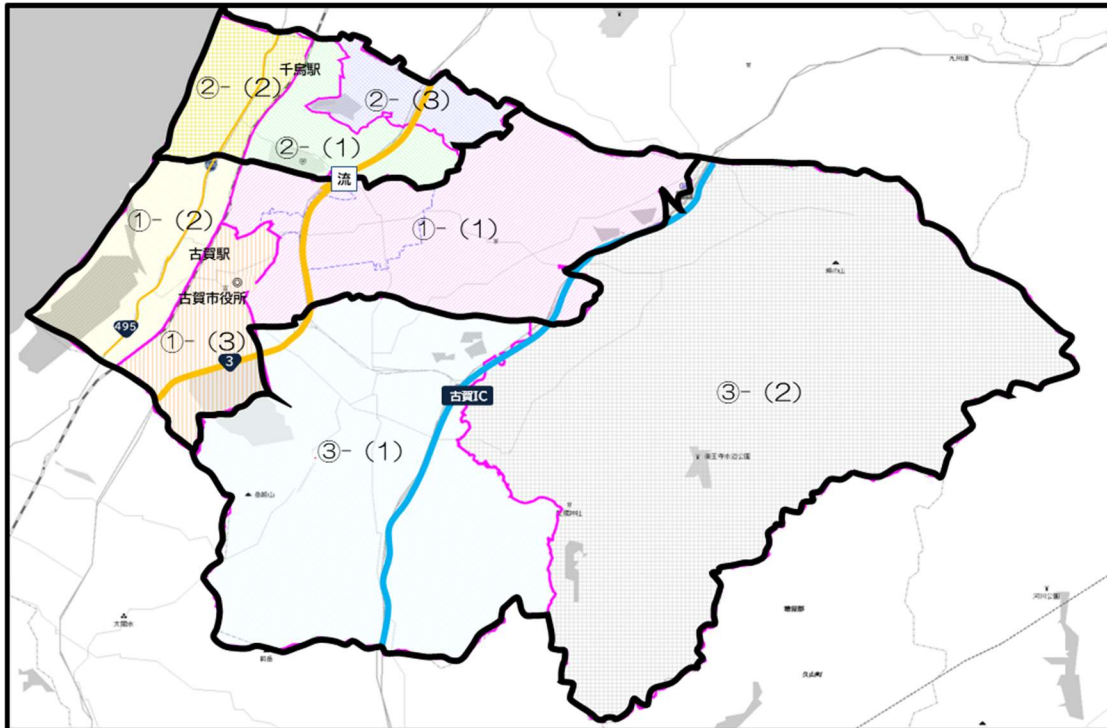
また、介護予防・生活支援サービスの基盤整備については、8つの小学校区を単位として設定しており、引き続き地域支えあいネットワークの構築を図ります。

（図表 3）日常生活圏域別人口（令和 8（2026）年 3 月末現在）

圏域	中学校区	人口	高齢者人口 (65歳以上)		後期高齢者人口 (75歳以上)		世帯数	高齢者の いる世帯	高齢者世帯の 占める割合
				高齢化率		高齢化率			
圏域1	古賀	26,651人	7,443人	27.9%	4,538人	17.0%	12,859世帯	5,239世帯	40.7%
圏域2	古賀北	19,876人	5,892人	29.6%	2,908人	14.6%	9,079世帯	3,986世帯	43.9%
圏域3	古賀東	12,377人	3,893人	31.5%	2,140人	17.3%	5,710世帯	2,713世帯	47.5%

（出典）住民基本台帳

(図表 4) 日常生活圏域と小学校区



日常生活圏域	3圏域
地域包括支援センター設置数	4か所
介護予防・生活支援サービスの基盤整備	8小学校区

①古賀中学校区		
(1) 古賀東小学校区	(2) 古賀西小学校区	(3) 花鶴小学校区
②古賀北中学校区		
(1) 千鳥小学校区	(2) 花見小学校区	(3) 舞の里小学校区
③古賀東中学校区		
(1) 青柳小学校区	(2) 小野小学校区	—

※行政区長制度の区域を基に圏域を設定しています。

6. 計画の基本理念

今後、生産年齢人口が減少していく中で、特に 75 歳以上の高齢者が急速に増加していくことが予測されますが、住み慣れた地域で、心のふれあいや地域の支え合いを通じ、高齢者が健康づくりや介護予防に取り組み、支援や介護が必要になっても安心して自分らしく生活できるような社会を築いていくことが重要です。そのため、本計画では前期計画の基本理念を継承し、上位計画の基本目標等を踏まえた基本理念とします。

<基本理念>

住み慣れた地域でともに支えあい、
健やかに最期まで安心して暮らせるまちづくり